

高等学校地理歴史科「地理A」及び「地理B」における 領土に関する教育の充実について

1 改訂された点

高等学校学習指導要領解説地理歴史編〔地理A〕

(下線部が平成26年1月28日改訂)

…我が国が当面する北方領土や竹島の領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境の持つ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。その際、我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。

高等学校学習指導要領解説地理歴史編〔地理B〕

(下線部が平成26年1月28日改訂)

…我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。

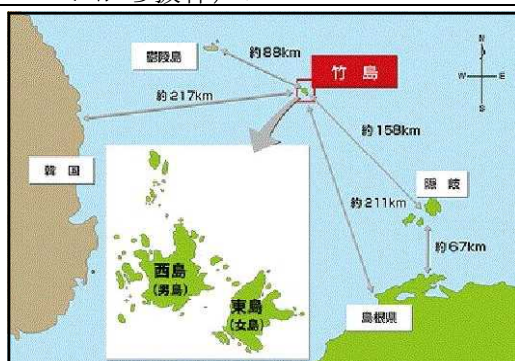
2 指導の参考となる資料

- ・外務省のホームページ「北方領土問題」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/>
- ・外務省のホームページ「竹島問題」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>
- ・外務省のホームページ「日中関係（尖閣諸島をめぐる情勢）」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/>
- ・内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>
- ・外務省パンフレット「竹島問題10のポイント」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima_point.pdf

<資料の概要（内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページから抜粋）>

【竹島】

- 竹島は、日本本土から約211km離れた日本海南西部に位置し、東島（女島）と西島（男島）の2つの島と、その周辺の数十の小島から成る島々の総称で、単独の島ではありません。これらを合わせた総面積は、約0.21km²です。



【竹島の位置】（外務省ホームページから）

- 戦後、1951（昭和26）年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本は朝鮮の独立を承認するとともに、放棄すべき地域に「済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」が規定され、竹島を日本が放棄すべき地域に含めませんでした。これに先立つ同年7月、韓国はアメリカ合衆国に対し、「日本が放棄すべき地域に竹島を加えて欲しい」と要求しましたが、アメリカ合衆国政府は、8月にラスク国務次官補発の書簡で、かつて竹島は朝鮮の領土として扱われたことはなく、また朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない旨を回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。このように、竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土です。

- 韓国による竹島の占拠は国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、このような行為に基づいて行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このため、日本は、これらの措置が行われる度に韓国に対して厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めています。日本は、1954（昭和29）年以降3回にわたって竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国はこれを全て拒否しています。日韓両国は、2002（平成14）年にワールドカップ・サッカーを共催するなど、信頼関係を築いてきました。真の友好関係を構築するためにも、国際法に基づいて、冷静かつ平和的に竹島問題を解決することを日本は望んでいます。

【尖閣諸島】

- 尖閣諸島は、石垣島の北方約170km離れた東シナ海に位置し、魚釣島、久場島、北小島、南小島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などの島と岩礁から成っています。これらの島と岩礁を合わせた総面積は約5.56 km²です。
- 戦後、1951（昭和26）年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約において尖閣諸島は日本が放棄した領土には含まれず、沖縄の一部として米国の施政下に置かれ、その一部をアメリカ合衆国が射爆撃場として使用していましたが、当時、中国・台湾は一切異議を唱えておらず、逆に中国共産党の機関紙や中国の地図の中で、日本の領土として扱われてきました。さらに、1972（昭和47）年発効のいわゆる「沖縄返還協定」でも、尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の中に含まれています。このように、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本領土として扱われてきました。



【尖閣諸島の位置】（外務省ホームページから）

尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の中に含まれています。このように、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して